

神奈川県労働局からのお知らせ

労働保険の申告は電子申請が便利です！

書面手続に比べて、自宅やオフィスからインターネットを経由し、24 時間いつでも申請や届け出ができます。労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要がなく、窓口の開設時間にとらわれることはありません、

申請・届け出の用紙の入手は不要、申請内容によっては複数の手続きをまとめて申請できるので、申請のための移動費・手数料・人件費などのコストが削減できます。

マイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用がかかりません。
(カードリーダーは別途必要です)

e-Gov (電子政府の総合窓口) Web サイトへアクセスを！

<http://www.e-gov.go.jp>

労働保険料の納付は口座振替が便利です！

保険料納付のため、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。

納付忘れ・納付遅れがなくなり、延滞金を課される心配がありません。

手数料がかかりません。

保険料の引き落としに最大約 2 か月ゆとりができます。

平成 30 年 8 月 14 日までに手続きされますと、今年度労働保険料第 2 期分の引き落としに間に合います。

申込書は厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

厚生労働省ホームページへアクセスを！

<http://www.mhlw.go.jp>

神奈川県労働局労働保険徴収課・県内の各労働基準監督署でも入手できます。

併せて利用すると一層便利です！！

【お問い合わせは】 神奈川県労働局労働保険徴収課
電話 045-650-2803